

9/21

災害時に備え、地域で支え合い

敬老の日に非常用持ち出し袋を配布

敬老の日に合わせ、市内各地で高齢者の皆さんへ記念品の贈呈などが行われました。

二日市地区の6行政区(上古賀、大門、次田、鳥居、本町、松ヶ浦)では記念品に加え、災害時などのための非常用持ち出し袋を備蓄品のリストや感染症対策用のマスク、消毒液などと併せて贈呈。自治会や民生委員の皆さんが、困りごとなどはないか聞きながら、災害時の支援についても説明していました。



持ち出し袋の内容を説明する民生委員(次田区)

9/11

平和に向けて、同じ思いを

五中連合体「わたしたちの宣言」報告

市内5中学校の生徒会で構成する「筑紫野市内五中学校生徒会連合体」が平和に向けて取り組むことをまとめた「わたしたちの宣言」を4月に作成。この日、各学校の生徒会長が藤田市長に報告しました。

宣言では戦争や差別をなくすために「相手を思いやること」や「学んだことを発信すること」などをうたっており、5中学校は今後、共通の目標を持って、平和や人権に関する学習や取り組みを行います。



宣言の内容を読み上げる生徒の皆さん

消費生活センターだより



消費生活センター相談専用電話

(923) 1741

平日

● 9時~11時45分
● 13時~16時30分

「お試し」「モニター価格」

その注文は定期購入ではないですか？



インターネットやSNSには安価で気軽に試せる商品の広告があふれています。手軽な金額なので簡単に注文してしまいがちですが、実際は継続的に購入する必要があったり、解約するには不利なルールがあったりと、「簡単な気持ちで注文したのに実は定期購入だった！」という相談がたくさん寄せられています。パッと見た広告のイメージだけで飛びつかないようにしましょう。

インターネット上の販売広告には、必ず規約や返品解約など契約の重要事項が記載されていま

す。あえて読みにくい、分かりにくいところに重要なことを書いている広告もあります。後から「知らなかった」、「よく分からなかった」と言っても、自分から申し込んだものは、原則として記載された契約内容に沿った請求を受けることになります。クーリングオフはありません。このようなトラブルがあることを知り、間違えて注文したりすることがないようにしっかり確認してインターネット販売を利用しましょう。